

高齡者悪質商法被害防止情報連絡体制

消費生活センター情報特急便 NO.190

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

◆ 点検中に屋根を壊された？点検商法に注意！

〈相談事例〉

近所で工事をしているという事業者が、突然、来訪し、「お宅の屋根がめくれているのが見えた。屋根に登って点検したい。」というので、点検を依頼した。点検後、屋根が浮いている写真を見せられ、そのままにしておけないと思い、約30万円の修理を契約した。その後、家族の勧めもありハウスメーカーに確認してもらおうと「釘」を引き抜いたような新しい傷があるといわれた。

〈トラブル防止のポイント〉

- ・突然訪問してきた事業者が安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し、勧誘する悪質なケースも見られます。
- ・点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。複数の事業者から見積もりを取ったり、家族や身近な人と検討しましょう。
- ・特に、その場で高額な契約を迫ったり、しつこく勧めてくる事業者には注意が必要です。
- ・契約書面は必ず受け取り、説明された内容と契約書（見積書）が合っているか、よく確認しましょう。
- ・家族や周囲の人は、不審な人物がきていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- ・工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。



★右のQRコードから中野区ホームページにて、

2020年4月からの「情報特急便」をご覧ください。



裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時 (土日・祝日・年末年始は休み)
 eメールアドレス shohiseikatusementa@city.tokyo-nakano.lg.jp

※高齢者への被害を防ぐには周囲の気づきが大切です。不審なことがあった場合は、消費生活センターへご連絡ください。

見守り 新鮮情報

SNS上に通常約6千円のシャンプーが**初回**500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、**細かい文字**で「**5回継続購入**」の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。

画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前回は**気が付かなかった**。事業者に**解約したい**と伝えたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ**断られた**。

(当事者：60歳代 男性)

5回購入が条件!?



©Kurosaki Gen

本当にお得?

注文確定の前に

契約内容をしっかり確認

ひとこと助言

しっかり
確認しよう



見守るくん

- ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気づきにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。